

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 広島県同胞援護財団
主たる事務所の所在地	広島市中区大手町三丁目9番25号
代表者の氏名	理事長 伊達 清宜
設立年月日	昭和27年5月17日
連絡先	T E L (082)246-3200・F A X (082)248-6903
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/

2. 利用事業所

施設の名称	養護老人ホーム 可部南静養園
指定事業所番号	広島市長指定 第3470105515号
施設の所在地	広島市安佐北区可部南二丁目19番33号
管理者	岸田 幹広
開設年月日	平成18年10月1日
連絡先	T E L (082)812-2411・F A X (082)812-3637
実施しているその他の事業	養護老人ホーム可部南静養園・ショートステイ可部南静養園アシステ 特別養護老人ホーム可部南静養園アシステ

3. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	当事業所は介護保険法令に基づき、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という）の作成、施設内において必要な介護、日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話を一体的かつ適切に提供します。
運営の方針	当事業所は、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合であっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を継続できるよう支援します。 また、一般型特定施設等として包括的なサービス提供体制を整備し、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

4. 利用事業所の設備概要

指定一般型特定施設入居者生活介護事業所・指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護事業所

敷地	11,578.42㎡	
建物	構造	鉄骨造 4階建
	延床面積	1,872.69㎡
利用定員	60名	

(1) 居室

指定一般型特定施設入居者生活介護事業所・指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護事業所

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1階(個室)	21	11.95㎡～12.72㎡	11.95㎡～12.72㎡
2階(個室)	39	11.94㎡～12.97㎡	11.94㎡～12.97㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	特色
1階食堂	1	76.88㎡	
2階食堂	1	151.21㎡	
一般浴室	1	59.46㎡	個別浴槽・特殊浴槽
医務室	1	21.01㎡	1階に設置
便所	1階：共同 6箇所 2階：共同10箇所		暖房便座 ウォシュレット
静養室	1	11.45㎡	

5. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者 生活相談員 計画作成担当者	日勤 8:30～17:30
介護職員	早出 7:00～16:00
	日勤1 8:00～17:00
	日勤2 9:00～18:00
	日勤3 9:30～18:30
	遅出 10:00～19:00
	夜勤 17:00～10:00

<職員の職種・配置状況>

職種	職務の内容
管理者	事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握など運営全般を統括します。また、運営規程の遵守を徹底するために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	利用者および家族からの相談に応じ、必要な助言や支援を行います。また、関係機関との連携やサービス提供に関する調整を行い、利用者が安心して生活できるよう支援します。
計画作成担当者	利用者の心身の状況や生活環境を踏まえて特定施設等サービス計画を作成します。また、サービス提供の状況に応じて計画の評価や見直しを行い、適切な支援が継続できるよう調整します。
介護職員	特定施設等サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつなど日常生活上の介護を行います。また、利用者の心身の状態を観察し、変化があった場合には速やかに関係職員へ報告・連絡し、適切な支援につなげます。特定施設入居者生活介護の人員配置基準に基づき、入居者3名に対し1名以上の介護職員を配置しています。 (職員数および常勤換算数は月ごとに変動します)
看護職員	利用者の健康管理、服薬管理、医療的処置を行い、主治医や医療機関と連携します。また、介護職員と協力し、安全で安心できるサービス提供を支援します。
機能訓練指導員	利用者の心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練を計画・実施します。必要に応じて訓練内容の評価や見直しもを行います。
安全対策担当者	事故の発生および再発防止のための体制整備、事故発生時の対応、再発防止策の検討、事故防止委員会の運営、職員研修の実施等を行います。

6. 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

①特定施設等サービス計画の作成

利用者の心身の状況や意向を踏まえ、目標・達成時期・サービス内容等をまとめた特定施設等サービス計画を作成し、必要に応じて見直します。

②利用者の安否確認

職員が日常的に利用者の心身の状況や生活の様子を確認し、安全に生活できるよう安否確認を行います。

③生活相談等

生活相談員を中心に、日常生活に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

④夜間看護体制および重度化した場合の対応

当施設では、夜間帯（19時～翌7時）は介護職員1名で対応し、看護職員はオンコール体制により待機しています。夜間に利用者の状態変化があった場合は、介護職員が看護職員へ連絡し、必要に応じて看護職員が来所して対応します。この体制により、夜間看護体制加算Ⅱを算定しています。

一方で、夜間は介護職員1名体制であることから、医療的処置や看取り介護は原則として実施していません。利用者の安全と尊厳を最優先に、必要に応じて適切な医療機関・介護施設と連携して対応します。

利用者の心身の状態が重度化し、以下のいずれかに該当する場合には、当施設での生活継続が困難となることがあります。

- ・医療的管理（点滴、酸素、吸引等）が継続的に必要となった場合
- ・夜間を含めた頻回の観察や看護が必要となった場合
- ・急性増悪が疑われる状態
- ・認知症およびその他の精神疾患に伴う症状により、安全な生活の継続が困難となった場合
- ・主治医が医療的管理の必要性を指示した場合

これらの場合には、主治医の意見等を踏まえ、医療機関への入院や、看取り対応が可能な他の介護施設等への移行をご相談させていただきます。

(2) 介護保険給付によるサービス

特定施設等サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話、その他の日常生活支援を提供します。

サービスの種別	内 容
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回の入浴または清拭を行います。 利用者の状態に応じて入浴介助を行い、衛生保持と自立支援に努めます。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の献立に基づき、栄養状態・身体状況を考慮した食事を提供します。 利用者の状態に応じて食事介助を行い、食事の自立を支援します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 11:40～ 夕食 17:40～
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態に応じて排せつ介助を行い、排せつの自立に向けた支援を行います。
離床、整容	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、可能な限り離床を促します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう支援します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士の指導により機能訓練指導員や介護職員が利用者の状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 心身の状態を日常的に観察し、健康管理に努めます。 必要に応じて主治医や協力医療機関、ご家族等に連絡し、適切な対応を行います。

特定施設等サービス計画に基づき、利用者の心身の状態に応じてサービスを提供します。
介護保険サービスの自己負担額は、「介護負担割合証」に記載された負担割合
(1割・2割・3割)に基づきお支払いいただきます。

(3) 利用料金 <介護保険給付対象のサービス>

① 基本サービス利用料(1日あたり)

※1単位は10.45円

介護区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	183	1,912円	191円	382円	573円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	566円	1,132円	1,698円
要介護2	609	6,364円	636円	1,272円	1,909円
要介護3	679	7,095円	709円	1,419円	2,128円
要介護4	744	7,774円	777円	1,554円	2,332円
要介護5	813	8,495円	849円	1,699円	2,548円

② 加算料金

※ 1 単位は10.45円

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
夜間看護体制加算Ⅱ	9	94円	9円	18円	28円	1日につき/要介護者のみ	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	104円	209円	313円	1月につき	
退院・退所時連携加算	30	313円	31円	62円	94円	1日につき	
退居時情報提供加算	250	2,612円	261円	522円	783円	退居時	
科学的介護推進体制加算	40	418円	41円	83円	125円	1月につき	
看取り介護加算Ⅰ	1	72	752円	75円	150円	225円	死亡日以前31日以上、45日以下
	2	144	1,504円	150円	300円	451円	死亡日以前4日以上、30日以下
	3	680	7,106円	710円	1,421円	2,131円	死亡日の前日及び前々日
	4	1280	13,376円	1,337円	2,675円	4,012円	死亡日
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	31円	3円	6円	9円	1日につき	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	41円	4円	8円	12円	1日につき	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	229円	22円	45円	68円	1日につき	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	188円	18円	37円	56円	1日につき	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	104円	11円	21円	32円	1月につき	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 ×12.8% ×15.9%	左記の単位数 ×10.45円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	※2026年6月より介護職員処 遇改善加算Ⅰの加算率が 12.8%⇒15.9%へ変更となる	

加算名	説明等
夜間看護体制加算Ⅱ	夜間の看護体制を強化するための配置に対して算定される加算です。
協力医療機関連携加算	協力医療機関と連携し、利用者の健康管理や緊急時対応の体制を強化するための加算です。
退院・退所時連携加算	病院等と連携し、入居前の情報共有や支援調整を行うことで円滑な受け入れ体制を整えるための加算です。
退居時情報提供加算	退居時に、利用者の心身状況や支援内容に関係機関へ適切に引き継ぐための情報提供を行う際に算定される加算です。
科学的介護推進体制加算	介護記録や評価データを活用し、科学的根拠に基づく質の高い介護の提供体制を整えるための加算です。
看取り介護加算Ⅰ	利用者の看取り期において、医療機関等と連携しながら必要な支援や見守りを行う体制を整えるための加算です。
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症の症状に応じた専門的な観察や支援を行い、適切なケア体制を整えるための加算です。
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状に対し、より専門的で計画的な支援を実施する体制を強化するための加算です。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	経験や資格を持つ職員を一定割合以上配置し、質の高い介護サービスを提供する体制を整えるための加算です。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の資格保有状況や経験に応じて、安定したサービス提供体制を確保するための加算です。
口腔・栄養スクリーニング加算	入居時や定期的に口腔機能と栄養状態を確認し、早期に支援が必要な状態を把握するための加算です。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	ICTの活用や業務改善の取組を進め、介護記録等の効率化によって生産性向上を図るための加算です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	イ 介護職員の処遇改善を最も手厚く行うための取組を実施する施設に対して算定される加算です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	ロ 介護職員の処遇改善を図るため、賃金改善や職場環境整備に取り組む施設に対して算定される加算です。
	ハ 介護職員の処遇改善に取り組む施設のうち、比較的基本的な取組を行う場合に算定される加算です。

身体拘束廃止未実施減算	以下の4つのうち1つでも実施していない場合に減算されます。 ①身体拘束を行った場合の記録 ②身体拘束適正化委員会の開催 ③身体拘束適正化の指針の作成 ④身体拘束適正化の研修の実施
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発防止のための措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害時にサービスを継続するための計画（BCP）を策定していない場合に減算されます。

（４）介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 支給限度額を超えての介護サービスの利用

一般型特定施設入所者生活介護費の支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

介護度	支給限度額（単位）
要支援 1	5,032単位
要支援 2	10,531単位
要介護 1	16,355単位
要介護 2	18,362単位
要介護 3	20,490単位
要介護 4	22,435単位
要介護 5	24,533単位

※予防給付(要支援1・2)は、居宅サービス区分支給限度額と同じです。

② 美容

美容師の出張による美容サービスを利用できます。

利用料金：実費

③ 日常生活用品の購入費

オムツ代など、日常生活に必要な物品の購入費で利用者に負担いただくことが適当なものは実費となります。

④ 入居者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用

⑤ レクリエーション・クラブ活動等に係る材料費（実費）

利用者の選択により参加されるレクリエーション・クラブ活動等において、材料費・参加費等の実費が発生する場合は、その実費をご負担いただきます。金額は事前に説明し、同意を得たうえで徴収します。

⑥ 医療機関受診時の特別付き添い

利用者が医療機関を受診する際には、本人又は家族による受診を基本としています。ただし、心身の状況等により本人又は家族による対応が困難な場合には、施設が必要な範囲で受診に係る支援（受診手続、診察時の付き添い等）を行います。協力医療機関への受診については、通常の業務の範囲で行う受診付き添いとして介護保険サービスに含まれるため、追加料金は発生しません。一方、協力医療機関以外の医療機関への受診については、通常の業務の範囲を超えるものとして、事前にご説明のうえ、交通費その他の実費をご負担いただきます。また、次のような場合も特別な付き添いとなり、実費をご負担いただきます。

- ・長時間の受診（目安：2時間以上）
- ・遠方受診
- ・複数医療機関の受診
- ・職員2名以上の対応が必要な場合
- ・夜間・休日の受診
- ・その他、通常の業務の範囲を超えると施設が判断した場合

【費用】

- ・交通費（タクシー代、公共交通機関、施設の車使用時20円/km）
- ・職員付き添い費用（500円/30分）
- ・その他、医療機関から請求される実費

(5) 利用料金のお支払い方法

費用の請求	請求書に利用明細を添えて、利用月の翌月20日頃にお届けします。		
支払い方法	1 利用者指定口座からの自動振替（振替手数料は当施設の負担です）		
	2 金融機関からの振込み（振込み手数料は送金者負担となります）		
	【振込先】		
	店番	口座番号	口座名義
	42	0600971	社会福祉法人 広島県同胞援護財団 養護老人ホーム 可部南静養園 理事長 伊達 清宜
3 現金支払 (土・日・祝祭日を除く、8:30~17:30 当施設事務所)			

尚、現金払いについては請求書到着後、月末までにお支払いいただきます。

(6) 利用料が減額となる制度

高額介護サービス費 (※要介護1～5の方のみ)	世帯の1ヶ月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合に、超えた金額が高額介護サービス費として介護保険から支給されます。
介護保険サービス利用者負担加算	本人の経済状況が他入所者と比較し、不合理であると市長が認める場合は収入に応じて市から補助を受けることができます。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 苦情等申立窓口

利用者相談窓口	受付時間	8:30～17:30 日曜・祝祭日及び年末年始は除く	
【苦情受付担当者】 可部南静養園 相談員 稲葉 務 【苦情解決責任者】 可部南静養園 施設長 岸田 幹広 【第三者委員】 伊藤 唯道 (連絡先) 090-3975-2853 林 誠 (連絡先) 090-4106-8550	連絡先	電話 (082) 812-2411 場所 養護老人ホーム可部南静養園	
	苦情対応の手順	(1) 苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。 (2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。 (3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認 (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介） 本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。	
広島市安佐北区厚生部福祉課高齢介護係	電話	(082) 819-0621	
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話	(082) 554-0783	
社会福祉協議会広島県福祉サービス運営適正化委員会	電話	(082) 254-3419	

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	未実施
------------	-----

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 長久堂野村病院
院長名（医師名）	野村 真哉（尾上 修一・尾上 洋子・野村 美智子・大川 彩華）
所在地	広島市安佐北区可部南四丁目17番30号
電話番号	(082) 815-2882

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 オーデック
院長名	土井 伸浩
所在地	広島市安佐南区上安三丁目1-10
電話番号	(082) 832-7555

12. 非常災害時の対策

災害時の対応	非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、消防計画を作成しています。												
近隣との協力関係	自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。												
平常時の訓練	BCP（事業継続計画）、消防計画に則り、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。												
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>避難階段</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> <tr> <td>避難口（非常口）</td> <td>防火用水</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>消火器具</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>非常通報設備</td> </tr> <tr> <td>非常警報設備</td> <td>止水扉</td> </tr> <tr> <td>浮力起伏式止水板</td> <td></td> </tr> </table>	避難階段	誘導灯及び誘導標識	避難口（非常口）	防火用水	スプリンクラー設備	消火器具	自動火災報知設備	非常通報設備	非常警報設備	止水扉	浮力起伏式止水板	
避難階段	誘導灯及び誘導標識												
避難口（非常口）	防火用水												
スプリンクラー設備	消火器具												
自動火災報知設備	非常通報設備												
非常警報設備	止水扉												
浮力起伏式止水板													
消防計画等	防火管理者 松田 圭太												

13. 留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～16:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会カードに記入をお願いします。感染症等の状況に応じて、通常と異なる対応をお願いすることがあります。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行先と帰宅日時を職員に申し出てください。感染症等の状況に応じて、通常と異なる対応をお願いすることがあります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。医師の指示の下、喫煙・飲酒をお控えいただく場合があります。
集団生活	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用時の所持品については、記名をお願いします。
現金等の管理	原則、当施設において現金の管理は行いません。
禁止事項	<p>下記の行為を禁止します。</p> <p>①ハラスメント、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為</p> <p>②ガソリン・灯油・ライター等の爆発・火災につながる危険物、スタンガン・クロスボウ・包丁・ナイフ等の殺傷につながる危険物、有毒ガス等の危険性刺激物の施設内への持ち込み</p> <p>③施設内で見聞きした個人情報の外部への流出</p> <p>④施設内のペットの持ち込み及び飼育</p> <p>⑤施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動</p>

14. 個人情報の取り扱いについて

当施設では、個人情報保護法および関係法令に基づき、利用者の個人情報を適切に取り扱います。個人情報は、以下の目的の範囲内で利用します。

(1) 介護サービス提供に必要な利用目的

- ・当施設が提供する介護サービス
- ・介護保険事務（レセプト提出、照会対応等）
- ・入退所管理、会計・経理、事故報告等の管理運営業務
- ・利用者の介護・医療サービスの向上のための情報共有
- ・協力医療機関、外部医師等への意見照会
- ・検査委託、業務委託
- ・家族への心身状況の説明
- ・損害保険会社等への相談・届出

(2) 上記以外の利用目的

- ・医療・介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・学生の実習への協力
- ・事例研究
- ・外部監査・評価機関への情報提供
- ・広報誌、施設紹介等への掲載（※別途同意が必要）
- ・ホームページ、掲示物、取材等での写真・動画利用（※別途同意が必要）

個人情報の第三者提供は、法令に基づく場合を除き、利用者または家族の同意を得た上で行います。

15. 写真・動画の撮影および利用について

当施設では、行事や日常生活の様子を記録するために写真や動画を撮影する場合があります。撮影した写真・動画の利用については、利用者または家族の任意の同意を得た上で使用します。利用目的の詳細および同意の可否については、別紙「写真・動画利用に関する同意書」にて確認させていただきます。